

別府大学・別府大学短期大学部オープンアクセス方針

令和7年4月1日
別府大学・別府大学短期大学部学長決定

(趣旨)

- 1 別府大学・別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、本学において得られた研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するため、またその成果を社会に還元するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

このことにより、地域および国際社会の持続的発展に貢献し、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たす。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 別府大学機関リポジトリ BUILD に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセスオプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 別府大学機関リポジトリ BUILD への登録により公開する場合、教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「別府大学機関リポジトリ管理運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、本学学術研究推進委員会で協議して定める。